

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第23号

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成24年瀬戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。